

平成30年11月7日

乾式複写機の設置をする者の募集について（公告）

広島高等裁判所国有財産事務分掌者
広島高等裁判所事務局長 友 重 雅 裕
広島地方裁判所国有財産事務分掌者
広島地方裁判所長 團 藤 丈 士
広島家庭裁判所国有財産事務分掌者
広島家庭裁判所長 吉 村 典 晃

広島高等・地方・簡易裁判所合同庁舎等の一部において、有償による使用許可を受け、乾式複写機を設置する方を募集します。応募しようとする方は、下記の要領により企画提案書を提出してください。

記

1 件名

広島高等・地方・簡易裁判所合同庁舎等における使用許可（乾式複写機の設置）の相手方の選定

2 募集の趣旨

事件記録等の謄写の用に供するために、広島高等・地方・簡易裁判所合同庁舎等の一部において、乾式複写機を設置させる前提で使用許可（有償）をするに当たって、使用許可を受けようとする者（法人であると個人であるとを問わない。）を広く募集し、提出された企画提案書の優劣により使用許可をする相手方を選定することを目的とするものである。

3 参加資格

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

- (6) 暴力団又は暴力団員及び(2)から(5)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

4 使用許可をする場所

- (1) 広島市中区上八丁堀 2-4-3
広島高等・地方・簡易裁判所合同庁舎
- (2) 広島市中区上八丁堀 1-6
広島家庭裁判所庁舎
- (3) 呉市西中央 4-1-4-6
広島地方・家庭裁判所呉支部及び呉簡易裁判所合同庁舎
- (4) 尾道市新浜 1-1-2-4
広島地方・家庭裁判所尾道支部及び尾道簡易裁判所合同庁舎
- (5) 福山市三吉町 1-7-1
広島地方・家庭裁判所福山支部及び福山簡易裁判所合同庁舎
- (6) 三次市三次町 1-7-2-5-1
広島地方・家庭裁判所三次支部及び三次簡易裁判所合同庁舎
- 詳細は企画提案募集要領を参照のこと。

5 使用許可の条件内容

使用許可を受けた者は、使用許可を受けた場所において、自らが提出した企画提案書の内容に従い、乾式複写機を設置する。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと。

6 企画提案書の作成及び提出に係る事項

(1) 企画提案募集要領の交付

ア 交付期間

平成30年11月7日（水）から同年11月20日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時30分から午後4時30分まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

広島市中区上八丁堀 2-4-3
広島高等裁判所事務局会計課営繕係
電話 082（221）2449（ダイヤルイン）

ウ 交付方法

交付場所において無料で交付する。郵送による交付を希望する者は、返信用の封筒（A4用紙30枚程度が入る規格で表に住所及び氏名を記載し、所定の切手を貼付したもの）を平成30年11月15日（木）まで（必着）に交付場所に送付すること。

(2) 企画提案書の提出方法等

ア 提出期間

平成30年11月28日（水）から同年12月12日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時30分から午後4時30分まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

上記企画提案募集要領の交付場所と同じ

ウ 提出方法

提出場所に持参又は送付する方法による（送付による場合，平成30年12月12日（水）午後4時30分までに必着のこと）。

エ 提出部数5部

7 質問及び回答

- (1) 本件の応募又は企画提案書の作成，提出に関する質問は，次の提出期限までに書面にて受け付ける（電子メール又はFAX送信による提出可。電話での質問不可。FAX番号082-223-3235）。ただし，質問の内容によっては公募手続の公平，公正性の確保の点から回答できない場合がある。

また，手続及び企画提案書の形式についての質問は，前記企画提案書提出場所に電話で問い合わせても差し支えない。

ア 質問書の様式 日本工業規格A列4番の用紙を用いる。

イ 提出期限 平成30年11月20日（火）午後4時30分まで

ウ 提出場所 前記企画提案書提出場所と同じ

- (2) 回答は，平成30年11月26日（月）午後5時までに電子メール又はFAXにより，回答する。
- (3) 現場調査を希望する場合には，事前に企画提案書提出場所に電話で連絡し，日程等を調整する。

8 使用許可をする相手方を選定するための手順

- (1) 提出した企画提案書が次の一つに該当する応募者は欠格とする。

ア 提出場所，提出期限又は提出方法が前記6に適合しないとき。

イ 企画提案募集要領に指定する作成様式又は記載事項の留意事項に適合しないとき。

ウ 虚偽の内容が記載されているとき。

- (2) 欠格とされなかった応募者から提出された企画提案書について評価し，最も評価が高い企画提案書を提出した応募者を使用許可の相手方として選定する。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと。

9 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語，通貨及び単位は，日本語，日本円，日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

- (2) 提出された企画提案書は返却しない。

- (3) 企画提案書の作成及び提出並びに本件に応募することに関わる費用は，すべて応募者の負担とする。

- (4) 提出された企画提案書の内容を確認するため，必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。